

厚生発 0527 第 2 号  
7 輸 国 第 621 号  
令和 7 年 5 月 27 日

都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長  
厚生労働省各地方厚生局長  
農林水産省各地方農政局長  
北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省健康・生活衛生局長  
( 公 印 省 略 )  
農林水産省輸出・国際局長  
( 公 印 省 略 )

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

台湾向けに輸出する牛肉、牛肉製品及び豚肉製品については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。）の別紙 TW-A1「台湾向け輸出牛肉の取扱要綱」（以下「別紙 TW-A1」という。）、別紙 TW-A3「台湾向け輸出牛肉製品の取扱要綱」（以下「別紙 TW-A3」という。）及び別紙 TW-A4「台湾向け輸出豚肉製品の取扱要綱」（以下「別紙 TW-A4」という。）に基づき取り扱われているところです。

今般、台湾において、我が国から台湾に輸出可能な牛肉の要件のうち、牛の月齢に係る条件が撤廃されたこと等を踏まえ、下記のとおり手続規程の改正を行いますので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

また、本日から令和 7 年 6 月 3 日までに発行する台湾向け輸出牛肉及び牛肉製品の食肉衛生証明書は旧様式又は新様式のいずれであっても使用可能とし、令和 7 年 6 月 4 日以降に発行する台湾向け輸出牛肉及び牛肉製品の食肉衛生証明書にあつては、新様式のみを使用するよう、対応方よろしく願いいたします。

以上、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いいたします。

## 記

- 1 別紙 TW-A1 について、以下の改正を行ったこと。
  - (1) 本文 3 (牛肉の要件) 及び別添 2 (衛生管理基準) から牛の月齢に係る基準を削除し、それに伴い別紙様式 7-2 (食肉衛生証明書様式) を改めた。
  - (2) 本文 5 (認定等の手続) に、必要な手数料とともに申請する旨を明記した。
  - (3) TW-A1-1 (表示基準) の別紙の⑪について、遺伝子組換え食品については原料として使用する場合に限り表示するよう改めた。
  - (4) その他所要の改正をした。
- 2 別紙 TW-A3 について、以下の改正を行ったこと。
  - (1) 本文 4 (認定等の手続) に、必要な手数料とともに申請する旨を明記した。
  - (2) 別紙様式 8 (食肉衛生証明書様式) から、牛の月齢に係る記載を削除した。
  - (3) 別添 1 の第 3 (表示基準) の (11) について、遺伝子組換え食品については原料として使用する場合に限り表示するよう改めた。
  - (4) その他所要の改正をした。
- 3 別紙 TW-A4 について、以下の改正を行ったこと。
  - (1) 本文 4 (認定等の手続) に、必要な手数料とともに申請する旨を明記した。
  - (2) 別添 1 の第 3 (表示基準) の (11) について、遺伝子組換え食品については原料として使用する場合に限り表示するよう改めた。
  - (3) その他所要の改正をした。